

改正

平成15年3月14日中津市告示第31号

平成15年7月10日中津市告示第152号

平成18年9月28日中津市告示第285号

平成30年3月22日中津市告示第73号

中津市住宅改修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給申請に係る理由書（以下「理由書」という。）を作成した者への助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象及び助成額)

第2条 助成の対象者は、中津市に住所を有する居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は介護予防支援の提供を受けていない要支援者に対し、理由書を作成した者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- (4) 前各号に準ずる資格等を有する者

2 助成の額は、理由書1件につき2,000円とする。

(助成の請求等)

第3条 助成を受けようとする者は、市長に住宅改修費理由書作成手数料請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは助成を行う。

(助成の返還)

第4条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額を返還させることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成13年1月1日以降の住宅改修費の支給申請から適用する。

(読替え)

- 2 この告示の施行の日から平成13年3月31日までの間、第2条第1項第1号中「介護支援専門員（在宅介護支援センターに所属する者を除く。）」とあるのは「介護支援専門員」と読み替えるものとする。

附 則（平成15年3月14日中津市告示第31号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月10日中津市告示第152号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月31日以前に着工した居宅介護住宅改修又は居宅支援住宅改修に係る理由書（この告示による改正前の中津市住宅改修支援事業実施要綱第2条第1項ただし書に該当する者が作成したものを含む。）であって、平成16年3月31日までに当該住宅改修費の支給申請がされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日中津市告示第285号）

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月22日中津市告示第73号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式（省略）